訪問リハビリテーションサービス料金表

平成27年8月1日改正

介護予防訪問リハビリテーション

| 要支援 1・2 | サービス内容 | 自己負担額 |
|---------------------|---|----------------------------|
| 介護予防訪問リハビリテーション **1 | 利用者さまの自宅を訪問し、心身機能や生活活動状況、環境等を評価した上で、リハビリテーション計画 を作成し、実施します。 | 1割:302円/20分 2割:604円/20分 |
| サービス提供体制強化加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所が行 う訪問リハビリテーションサービスに対して加算され るものです。 | 1割: 6円/20分 2割:12円/20分 |
| 短期集中リハビリテーション実施加算※2 | 退院(所)後間もない利用者さまに対して、身体機能 の回復を目的とした早期かつ集中的なリハビリテー ションを実施します。 | 1割:200円/日 2割:400円/日 |
| 訪問介護との連携加算 | 訪問介護などの担当者とともに自宅に訪問し、自立 支援に向けたサービス提供に必要な提案・助言をし ます。 | 1割:300円/3月 2割:600円/3月 |

- ※1 1週につき120分までご利用いただくことができます。
- ※2 1週につきおおむね2回以上、1回あたり20分以上ご利用される場合に算定されます。

退院(所)日または初めての認定日から3月以内のご利用に加算されます。

訪問リハビリテーション

| 要介護1~5 経過的要介護を含む | サービス内容 | 自己負担額 |
|---------------------|---|----------------------------|
| 訪問リハビリテーション **1 | 利用者さまの自宅を訪問し、心身機能や生活活動状況、環境等を評価した上で、リハビリテーション計画 を作成し、実施します。 | 1割:302円/20分 2割:604円/20分 |
| サービス提供体制強化加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所が行 う訪問リハビリテーションサービスに対して加算され るものです。 | 1割: 6円/20分 2割:12円/20分 |
| リハビリテーションマネジメント加算 I | 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に 評価し、必要に応じて見直します。また、訪問介護等 に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活の 留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。 | 1割: 60円/月 2割:120円/月 |
| 短期集中リハビリテーション実施加算※2 | 退院(所)後間もない利用者さまに対して、身体機能 の回復を目的とした、早期かつ集中的なリハビリテー ションを実施します。 | 1割:200円/日 2割:400円/日 |

- ※1 1週につき120分までご利用いただくことができます。
- ※2 1週につきおおむね2回以上、1回あたり20分以上ご利用される場合に算定されます。

退院(所)日または初めての認定日から3月以内のご利用に加算されます。